- ●ボツワナの累計感染者数は6名です。
- ●ボツワナ政府がロックダウン時の移動に必要な移動許可証を変更しました。
- ●短期旅行者でボツワナに滞在を余儀なくされている場合には当館に滞在場所の連絡をお願いします。
- ●事態は刻々と変化しますので、最新情報の入手に努めてください。

## 1 感染状況

4月7日現在、ボツワナでの累計感染者数は6名(うち死亡者数は1名)です。これまでに1154件の検査結果が出ており、1148件が陰性、6件が陽性となっています。

## 2 ボツワナ政府対応

- (1) ボツワナ政府は、先日発表した移動制限措置につき一部修正し、移動のために必要な Form A・Bに代わり、新たな移動許可証を導入しました。なお、新たな移動許可証は District Commissioner あるいはその他の権限の与えられた人物(Senior Government Officials, Dikgosi, Council Secretary, Headman, Head of School/Training Institution, Police Officers, etc)からの署名が必要となります。在留邦人の皆様におかれましては、お住まいの地域における最寄りのDistrict Commissioner Officeをご確認いただき、不明点があれば District Commissioner Office へ連絡いただくかあるいはヘルプライン997に連絡し指示を仰いでください。なお、現在どの District Commissioner Office も大変混み合っているとの報道がされておりますので、ご注意ください。
  - (2) 移動許可証のフォームは下記から入手可能です。

https://drive.google.com/file/d/1Qxx0YkpsHXN0oiJANtbRgc6Thl5YW4oP/view?fbclid=IwAR3FhqYr\_ilTaAJe-J9V EraTJPcSiXJNnstw1tSajvSrgD2NYPdsm6bq-E

- (3)必要不可欠なサービス提供者及び生活必需品等を運搬する者の移動許可証は発行日から最大5日間のみ有効で、有効期限が切れた場合には更新が必要です。生活必需品を買いに行く・必要不可欠なサービスを受けるために外出する場合の移動は1日のみ営業時間内に限り許可されます。
- (4)移動許可証を取得するために外出する際には、移動許可証のフォームに必要事項を全て記入し、 万が一検問等で警察に止められた場合には、記入済みの移動許可証を提示し、署名をもらいに行くため に外出している旨を丁寧に説明してください。また、人物証明が求められる可能性がありますので、外 出の際は必ずパスポートを携行してください。なお、外出は「特例措置」として認められていますので、 この期間中の不要不急の外出はできるだけ控えるようにしてください。

## (ご連絡先)

## 在ボツワナ日本国大使館

住所: 4th floor Barclays House, Plot 8842, Khama Crescent, Gaborone, Botswana

開館時間:8:30-12:00 14:00-16:30

電話:(+267)-391-4456

Email でのお問合せ: information@gr.mofa.go.jp